

「OITA TECH WAVE～2nd wave～」高校生との共創による新時代の課題解決推進委託業務  
企画提案競技公募要領

## I. 提案募集する業務

### 1. 業務名

「OITA TECH WAVE～2nd wave～」高校生との共創による新時代の課題解決推進委託業務

### 2 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種の影響にも見られるように、現在の社会経済環境は、将来を見通すことがきわめて困難な「VUCA」（不安定、不確実、複雑、曖昧）の時代とも言われている。このような「正解のない」時代においては、想定外と向き合い乗り越えられる、課題解決力を持った人材を育成していく必要がある。

そのような中、大分県立情報科学高等学校では、株式会社オートバックスセブンが本県と締結した包括連携協定の一つ「女性活躍推進・青少年の育成」の一環として、校内に最新の ICT 機器や技術に触れることができるラボ「WEAR+i（ウェア アイ）コミュラボ」の開設と、日本初の民間企業による公立高校「常駐」という連携体制により、地域の課題を地元の高校生ならではの発想を生かしながら解決するプロセスを学び、地域社会との連携・協働により産業で必要とされるスキルを持つ人材を育成する授業を展開している。

今後、感染拡大の防止と、段階的な社会経済活動の再活性化を両立させていくウィズコロナ／アフターコロナとも言われる時代の中、本業務は、同校商業科3年生で行われている授業「課題研究授業」において提起した課題に対して、県内事業者との協働により、IT、IoT等のテクノロジーを活用して課題解決に取り組む事業を企画提案公募方式により実施する。

### 3 業務内容

(1) 高校生との協働による課題解決に向けたソリューション開発、リリース

- ・課題解決に向けたソリューションを開発し、年度内にリリースすること。
- ・課題は高校生チーム（5つの班）が示すものの中から1つを選び、具体的な解決策を提案すること。提案する解決策は、高校生チームが以下に示す解決案に必ずしも沿っている必要はない。なお、複数の解決案を提案している班に対して、その一部のみ提案を行うことも可とする。

(テーマ／課題)

○テーマ 高校生の感じる生活課題の解決

班	項目	取組内容
1 班	SDGs	・住み続けられるまちづくりを
	課題	・目の届かない時間帯（例：学校や習い事に行っている時間）の子どもに対する親の不安をどうするか
	解決案	・IC タグを活用した子供の見守り&事故防止システム
2 班	SDGs	・質の高い教育をみんなに
	課題	・学校に行くとき、荷物が重く疲れる
	解決案	・教科書を一つにまとめ、持ち運びが楽な、手に入りやすい機器

3 班	SDGs	・住み続けられるまちづくりを
	課題	・道端のごみを減らす
	解決案	・ゴミを作らず、ゴミを検知し、楽しくゴミを捨てるシステム
4 班	SDGs	・住み続けられるまちづくりを
	課題	・電車やバス以外の移動しやすい手段を見つける
	解決案	・乗りたい人と乗せたい人を繋げるマッチングアプリ
5 班	SDGs	・産業と技術革新の基盤を作ろう
	課題	・簡単にクールダウンできないか
	解決案	・AI 機能を搭載したセンサー付きスムージー自販機

- ・課題の詳細については、高校生によるプレゼン動画及び資料をアップロードするので、確認すること。
- ・高校生がプレゼンする解決案については、あくまで案であり、今回の事業受託者と共に課題解決の議論を深めながら行うものであることに留意すること。

#### ■Youtube へのアップロード■

- ・後日、プレゼンの様子を Youtube で配信する。詳細は Facebook ページ「OITA TECH WAVE」や大分県ホームページの以下の場所に掲載する。

(Facebook ページ「OITA TECH WAVE」URL)

<https://www.facebook.com/OitaTechWave>

(大分県ホームページお知らせの場所)

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦室

- ・アップロード予定日：7月15日（水）

※Facebook ページ「OITA TECH WAVE」への「いいね！」にご協力をお願いします。

(条件)

- ・「課題研究授業」に月1回程度参加すること（毎週火曜日午前又は金曜日午後）。なお、令和3年1月末に実施予定の発表会に参加すること。
- ・課題解決にあたっては、情報科学高校の授業の中で、生徒達と意見交換、連携しながら進めていくものとする。
- ・IT、IoT等のテクノロジーを活用したソリューションであること。
- ・ソリューションは提案者において開発、リリースし、次年度以降も展開していくものであること。ただし、高校生と事業を展開していく中で、「(高校生側が) 起業したい。」「高校の部活動・同好会の中で、このソリューションの提供を続けていきたい。」等のニーズがあれば、事業の譲渡や共同での運営、社員・職員としての採用等について柔軟に検討すること。なお、検討にあたっては、高校側を含む関係者と真摯に協議すること。
- ・なお、ソリューションは、県に納品し、県が展開するわけではないことに留意すること。また、課題を解決するものであれば必ずしも開発が必要なわけではなく、既存の技術の組み合わせでもよいこと。
- ・年度内にリリースするものであること。
- ・次年度以降も、当面の期間（1年間程度）は、県民や県内事業者が無料あるいは廉価で使える等、県内の課題解決及び普及拡大に向けた措置をとること。ただし、高校や高校生への事業譲渡等、高校又は高校生側が主となって事業展開を行う場合を除く。

- ・情報科学高校の授業スケジュールに沿って開発できること。授業参加や会社訪問（1回程度）等の受け入れが可能であること。

(2) 報告書、計画書の作成

- ・委託期間内に上記（1）の実績をまとめた報告書及び次年度以降の展開を記載した計画書を作成、提出すること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

#### 5 限度額

1件あたり2,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）以下とする。

#### 6 提案募集数

1件程度。なお、予算の範囲内で複数件を採択する場合もある。

#### 7. 提案参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 県内に事業所を有する事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## II. 提案審査への応募

### 1. 募集期間

令和2年7月7日から令和2年8月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

### 2. 提出書類

以下（1）～（4）を各1部（1枚）ずつ提出するものとする。紙のサイズはA4サイズとする。

- （1）企画提案競技参加申込書（様式1） 【必須】
- （2）企画提案書（様式2） 【必須】
- （3）事業費積算書（様式3） 【必須】
- （4）誓約書（様式4） 【必須】
- （5）プレゼンスライド等の説明資料（提出任意）

### 3. 提出方法

下記提出先へ直接持参または簡易書留郵便等により提出すること。

※郵送等の場合は令和2年8月4日（火曜日）午後5時15分必着

### 4. 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館7階）  
大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

### 5. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和2年7月27日午後5時までに簡易申請システム（以下URL参照）への入力により照会すること。質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内を目処に、大分県ホームページの以下の場所に掲載する。

- （1）簡易申請システム URL

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/m6PVxPM9>

- （2）回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦室

### 6. その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式5）」を提出すること。

### Ⅲ. 審査について

#### 1. 審査方法

提出された書類及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、審査委員会で審査のうえ、予算の範囲内で優秀な提案を選定する。なお、応募多数の場合は書類による一次審査を行い、一次審査を通過した者のみ、下記審査会にてプレゼンテーションによる審査を行う。なお、一次審査結果については、提案者にEメールにて通知する。

(審査会 ※詳細は、募集期間終了後、提案者（一次審査通過者）に連絡する。)

日 時：令和2年8月17日午前中予定 場 所：大分市内

#### 2. 審査基準

- ・設定した課題に対して、企画提案の内容が優れており、効果的な事業実施が期待できるか。
- ・企画提案内容の実現性はあるか。
- ・この事業に参画する高校生が、地域の課題を地元の高校生ならではの発想を生かして解決するプロセスを学び、地域社会との連携・協働により産業で必要とされるスキルを持つ人材育成に繋げることが期待できるか。
- ・事業終了後も、提案者や高校側において継続して取り組み、県内に普及拡大していくことが期待されるか。高校側へのサービス譲渡や協業など、柔軟に協議に応じる姿勢が示されているか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。

### Ⅳ. その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、消耗品購入、会場借上等）を除き、原則、再委託はしないものとする。
- (3) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (4) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。審査委員会のヒアリングへ出席するための旅費、説明に要する経費（資料作成費等）は応募者の負担となることに留意すること。
- (6) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (7) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (8) 本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定）である場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）
- (9) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

### Ⅴ. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（担当：高倉、柳川）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階